

建設経済常任委員会会議録

令和8年3月3日

寒川町議会

出席委員 杉崎委員長、茂内副委員長

福岡委員、廣田委員、柳田委員、関口委員、青木委員、馬谷原委員、小泉委員、吉田委員
岸本議長

説明者 原田環境経済部長、原産業振興課長、中島副主幹、牧田主査
畠山都市建設部長、勝又道路課長、彦坂副技幹、寺師主事

案 件

(付託議案)

1. 議案第17号 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正について
2. 議案第19号 町道路線の廃止について
3. 議案第20号 町道路線の認定について

午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。お集まりをいただきまして、ありがとうございます。ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案3件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 また、本日の案件の議案第19号、議案第20号につきましては、関連する議案でありますので、一括議題とし、討論、採決につきましては個別に行ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第17号 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 改めまして、おはようございます。それでは、案件の1、議案第17号、寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案につきましては、本会議でもご説明させていただきましたとおり、町内への新たな企業の進出や、既存企業の町外への流出防止策として条例内容の一部を変更するとともに、改めて5年間の延長を提案するものでございます。なお、主な改正内容につきましては、将来のまちづくりを見据え、町の考えをいち早く示していくことが重要であると考えており、一部の対象企業について、さらなる税制優遇の拡充を行っていくことや、国、神奈川県が奨励する企業についても本条例の対象とする業種の拡大に

つきまして、ご提案をさせていただくものでございます。

それでは、説明につきましては、原産業振興課長より行い、質疑につきましては出席職員で対応させていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

【杉崎委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 それでは、寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正について説明させていただきます。一部改正の内容については、新旧対照表にて説明させていただきますので、タブレット資料01の4ページをご覧ください。

第2条の定義は、用語の意義を定める規定で、第7号に商業系地域を新たに加え、現行第7号の工業系地域を第8号とし、新たに第9号として、国県認定企業等に加え、現行の第9号を第12号へ、第10号の中小企業者を第11号へ、それぞれ改めます。新たに第13号として、本社機能、第14号として、ロボット関連企業用語の定義を新たに追加します。

現行第11号の常時雇用する従業員につきましては、第15号に改めるとともに、その用語につきましては、第5条における雇用奨励金の交付に関する従業員に対する用語の定義となり、現行では、雇用の日の1年前としておりましたが、雇用の日へと改めることで雇用奨励金の対象を拡充するものでございます。

第3条の奨励措置を受けるための要件では、工業系地域の前に商業系地域を追加し、同条第1号では、供されるものの次に、国県認定企業等の事業所を加えるものでございます。

第4条の固定資産税等の不均一課税につきまして、同条第1項は、企業等が所有する当該立地に係る固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の税率を定める規定でございます。町の固定資産税及び都市計画税の額は、資産の評価額に対して税率を乗じて算出するもので、固定資産税の税率は100分の1.4、都市計画税は100分の0.2となっておりますが、同項第1号につきましては、現行税税率の2分の1に当たる固定資産税の100分の0.7としておりましたが、新たに本社機能を有する事業所、または、ロボット関連産業の事業所の場合にあっては100分の0.35を加えます。こちらは現行の税率の4分の1に当たります。

同項第2号は、前号と同様に、現行では税率の2分の1に当たる都市計画税の100分の0.1としておりましたが、本社機能を有する事業所、またはロボット関連産業の事業所の場合にあっては100分の0.05を加えるものでございます。こちらも現行の税率の4分の1に当たります。

次に、附則第2項中、令和8年3月31日を令和13年3月31日に改め、適用期間を5年間延長いたします。

最後に附則といたしまして、条例の施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。

説明は以上です。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

青木委員。

【青木委員】 今回の改正は、新しく視野を広げたというような感じの条例になっていて、さらにその優遇を広げるということであるんですけど、そこでまず、確認したいんですけども、この5年で、5

年前にもこの制度を延長させたということなんですけど、この5年間の利用状況ですとか、企業がどのくらい定着して、逆に撤退したのかという、現状どう推移しているのかということをも、お聞かせください。

【杉崎委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 こちらの条例の適用企業数、直近5年分の件数についてでございます。令和7年度は1件、令和6年度は1件、令和5年度は3件、令和4年度は3件、令和3年度の適用企業はございませんでした。

以上です。

【杉崎委員長】 撤退は。

原産業振興課長。

【原産業振興課長】 撤退について把握している企業はございません。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 それは、ないから把握してないということなのかということと、今の仕組みで十分成果が出ていないから今回またを増やすのか、緩和をするのかというような感じにも受け止められるんですよね。質問なんですけど、制度の目的と実際の誘致や定着の状況との間に、町としてどんな課題があるのかということ、そこを確認させてください。先ほどの撤退した事業が把握していないというのは、調査をして分からないのかどうかというのを、まず、1つ目、あとは定着の状況と、町としてどんな課題があるのかということが2つ目です。

【杉崎委員長】 どうぞ答弁お願いします。牧田主査。

【牧田主査】 すいません、撤退の状況については、調査をして把握していないということではなくて、単純にうちのほうに事前に連絡が来てからどこどこ行きますという情報が入ってないので把握していないだけになります。

条例について、先ほど件数を述べさせていただいたんですけれども、少なくとも条例を適用した企業は、この条例の効果によってここに踏みとどまるという考えをしてくれた可能性は十分にあると考えております。

今後については、条例の効果としては、これまでは町内の流出防止という観点もかなり大きくなっていったんですけれども、これからは今回、追加された神奈川県とか国とかで推奨している企業を町内に誘致することによって、既存の企業のサプライチェーンの強化とか雇用の創出とか、そういうところの効果を図って条例の改正を提案しているものになります。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 自分もそれは当然、企業誘致をして、企業に来てもらって定着してもらっているということについては、全くそれは、当然それは必要だと思っていることを踏まえて、5年前、当時の課長、原田部長だったかな、が課長だった頃、これは未来への投資だという説明があったんです。でも、やはり今回、緩和するとなる、今いろいろと説明はあったんですけど、この投資が十分に回収できていない

かという、条件を広げる必要が出てきたのかというふうにも見えるんですよね。なので、投資という面からいくと、今回の拡大でどう効果を確実に生み出すのか、そして町の減収を当然それは優遇されるので、普通の企業に比べたら減収をされるわけ、町の減収ということになってしまうわけですから、それを上回るメリットがあるのかどうかということをお尋ねします。

【杉崎委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 今回について、今回というか、この条例については、減税の適用期間というのを定めていまして、土地を含めると最大で7年間、償却資産のみですと3年間、建物の償却ですと5年間という最大の期間を定めていますので、それ以降の税収については、ほかの企業様と同じように全額徴収することになりますので、一度企業様が立地することによっては、10年、20年単位、もっとそれ以上定着する可能性が高いと思われまますので、十分に投資効果はあるかと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございませんか。

柳田委員。

【柳田委員】 2点お伺いします。1点目は、2条11号のところ雇用奨励金の対象のところ、1年から無制限といたらいいんですか、削るということになっています。もともと1年にした理由って恐らく町内の方の雇用促進という、1年という、なぜ1年かというのは置いておいて、1年に設定することで地元の方の雇用というところのメリットがあったと思うんです。

今回なくしたというところで、そこはどうしてなのかなというところ、地元雇用というよりはより多くの雇用だとか、逆に寒川に来てもらうだとかいろんな考え方があると思うんですけど、削った理由で、削ったことでどういったメリットを考えているところなのか、お伺いします。

2点目なんですけど、2条の6号と7号か、もともと工業地域という指定だったと思います。それが商業系地域を入れました。都市計画図を見ると、商業地域だとか近隣商業地域って駅前周辺だとか、都市計画図では3か所ぐらいだと思うんですよね。さらに、今回条例改正の条件で、従業員数300人というところで大きな会社というところなんです。寒川にある商業地域に300人、入れる会社のスペースというのはあまり考えにくいと思うんですよね。そこで、なぜ商業地域が寒川の都市計画図見る限りは狭いところなので、そこに300人入る会社ってなかなか考えにくいのかなと思うところもあるんですけど、なぜ商業地域を入れたのかというところ。

以上2点お伺いします。

【杉崎委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 ご質問2点いただきましたので、まずは雇用の関係についてご説明したいと思います。

まず、雇用奨励がこれまで1度も適用されなかったということで分析したところ、企業様からも含めて、一つ理由として、建物と設備投資でも雇用が増えない理由、主な理由というのは、自動化や省力化で労働が置き換わることや、生産性向上で同様の少人数で賄えることから新規で雇用していないという声を聞いております。

また、もう一つの理由として、雇用の1年前から申請まで合計2年以上、寒川に住んでいなければならないという条件が難しいという声も聞いているところでもあります。そういったところから、改正とし

ては、常時従業員の定義の中で、雇用の日の1年前に削除し、雇用の日から申請の日まで変更しておるところであります。もちろん町外のところから町内に流入するという目的も含まれていますので、そこから辺を全部含めまして、幅広くというか、町民の雇用を促進するという形で改正をしております。

2点目の商業地域の追加につきましては、今回の改正については、国、県の認定企業等ということで省令を適用する条件に加えております。この要件を加えた企業の中には、現在の製造業と情報通信業と自然科学研究所のほかにも、商業系の業種の企業も含まれておりますので、町内全体の商業地域が対象となっております。先ほど委員がおっしゃられた300人以上というのは、あくまでも本社機能を有する事業所ということになりますので、こちらは商業に限らず、工業系についても適用する形になっております。

以上です。

【杉崎委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。まず、1年前から無制限にしたということも事情があつてというところで、合計2年かかってしまうだとか、取りあえず企業と町が話した上で一番いい方法を取ったというのは分かりました。

2点目、商業のところなんですけど、ごめんなさい、300人は関係なくということなんです。別に300人以内の小さな会社でも商業地域に、例えば300人だと、今ある現状の寒川の商業地域に当てはまるスペースもないと思っていたのでなぜ入ったのかなと思ったんですけど、今のお話だと、別に300人以内、例えば10人とか5人とか小さい会社だとしても、商業系であれば問題ないということ、適用されるという解釈でよろしいのでしょうか、お伺いします。

【杉崎委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 商業につきましては、工業と同じように投資額で判断しています。なので、大企業ですと、土地とかを含めると3億円、中小企業ですと5,000万円、土地とかを含まない金額ですと、大企業ですと2億円以上、土地を伴わない中小企業は3,000万という形で、従業員数で判断しているわけではございません。

以上です。

【杉崎委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。取りあえず、会社の人数規模というよりは売上げで、例えば、面積が小さい会社でも売上げがあれば、寒川の商業地域、狭いんですけど、そこに投資金額だとかということですかね。金額が適用されれば、別に大きさ、人数とかというよりは、商業地域だとしても大丈夫なので、当てはまる可能性もあるので商業地域を入れたということでもよろしいでしょうか。

【杉崎委員長】 答弁お願いします。牧田主査。

【牧田主査】 委員のおっしゃるとおり、投資額で判断して適用企業かどうかを見極めます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 今、答弁のほうでもお話があつたんですけども、国県認定企業というところ、ここ

の定義及び、規則で定める企業等に限るといふような文面もあるんですが、これはどのような規則、国県のほうのものが含まれてくるのかというところを、詳細を教えてくださいと思います。

【杉崎委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 今回、国県認定企業等と定義した中で、今規則で定めようとしている企業が3つございます。

1番は、中小企業が飛躍的成長を遂げるために、売上高100億円を目指し、実現に向けた取組を行っていることを宣言した100億宣言企業。2つ目が、令和7年11月10日開催の日本成長戦略会議において、危機管理投資、成長投資と位置づけられた17の戦略分野の企業等、最後、3つ目が神奈川県企業の誘致施策であるセレクト神奈川ネクストにより認定された企業と、この3つとして考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 現状、この3つというところは分かりましたが、今後5年以内に何かしら国県のほうで、この定義を追加された際には、また、ここに対象に含まれてくるということでよろしいのでしょうか。

【杉崎委員長】 牧田主査。

【牧田主査】 今後については、また検討して、改正が必要等ありましたら、議会で報告なりして判断することになるかと思っています。

以上です。

【杉崎委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 ということは、今、3つ、100億円ですとか危機管理とか、あとセレクト神奈川というような3つが今のところ対象だという話でしたけど、今後要するに、だから私は聞きたかったのは、国とか県のほうで何かしらこういうものを、今回のような認定企業というものに、国とか県のほうで何か入れてきた場合には、それは自動的にこれが適用されるのか、それともその際にも条例改正が必要になるのかというところをお伺いします。

【杉崎委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 ただいま国県認定企業等については、企業等の立地促進に関する条例施行規則の中に載っけていこうと考えております。ですので、小泉委員のおっしゃるように、こちらに国県認定企業等が増えたりした場合は、こちらの施行規則のほうの改正等で対応していきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 それでは、質問します。今回の条例の期間が従前と同じように5年間と、令和13年3月31日までとなっていることなんですけども、過去のこの条例において、一部使い勝手がなかなか難しく使われなかったことですか、利用が低迷したなどもあるので、機動的に内容をそれぞれ変えられるように適用期間をもう少し短いほうが、3年とかそういったもののほうがいいんじゃないかというのも考えたんですが、そこについてのご見解をお願いいたします。

【杉崎委員長】 原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 ありがとうございます。5年間をもう少し短くという考え方だと思います。基本的には適用期間5年間の延長をさせていただいていますが、当然これから新たにまちづくりが始まったりとか動きとかもいろいろ変わってくる可能性があると思います。そうした場合には、当然5年間待たずに、3年間の間でも条例改正のほうは一部改正という形でできると考えておりますので、必要に応じて、その都度検討していくと。ただ、適用期間については、あくまでも5年間で縛りをかけさせていただくという考え方で進めております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 今回の条例改正については、また新たなものが入ったり、それから、継続するもの、太らしたりしながら、どうやって企業立地につなげていくかということで、非常に私は大事な法改正だなど、条例改正だなどと思っています。そういった意味では、ただ利用がされているかどうかというところ、なかなか厳しいところがあるかという部分、要するにこっちが悪いのか、受け手が悪いのかという部分はあるのかなという気はしますけども、いずれにしても、5年間延長ということは、また、その先の延長ということも多分あるのかなという気はしていますけども、寒川の今の状況を考えたときのこれからの開発、今現在の企業さんに対する対応も大事ですけども、新たに寒川で企業を起こしていただくという企業立地、こういったものに対する、寒川というのはこういう支援をしているんだという世間に対して、また、世の中に対して、示していくということが非常に大事だろうと思うんです。

これからの北部開発を考えたときに、やっぱりしっかりと企業支援の方向というものを、寒川はこういうものを持っているよということをしっかり世の中にアピールしていくということがやっぱり大事ですし、そうすると新たな企業さんが寒川を目指して、新幹線の例えば駅が来たときに、どのぐらいのまちが魅力になるかということ考えたときに北インターがある、高速道路のインターがある。それから新幹線の駅があるとなったときに、寒川のポテンシャルを考えたときに、今言うような、300の企業だとかいろんな企業が、新幹線の周りには商業エリアというのもありますので、そういった未来を考えたときに、非常に企業立地の条例というのは大事なものだと思っています。

そういった意味では、これをどうやって利用していただくかということ。それから、今、寒川の開発を考えたときに、いろんなところで企業を展開している企業さんが寒川に向けてという、こういうふうな方向で、こういう立地支援があるんだっつらば寒川を目指そうという、こういう5年、10年かけて寒川に向かってくるという、こういうためにも非常に大事な私は条例かなと思っていますので、既存の現段階での企業さんに対する対応をしっかりやっていただくということがまず、一つです。

だけど、新たなものに対する企業立地の条例をどうやって知らしめていくか。寒川の思いを出していくかということ是非常に大事だと思いますので、そういった意味ではどうか、しっかりとこの辺の、ただつくるだけじゃなくして、条例を改正するだけじゃなくして、どうやって知らしめていくかということ、この展開が大事だと思いますし、現状の寒川の企業さんに対するしっかりと情報提供も大事だと思いますので、そういった点での進め方を、5年間延長させるということを含めて、どうい

形で延長の推進をどのように進めるか、これについての見解をいただけますか。

【杉崎委員長】 原産業振興課長。

【原産業振興課長】 例えば周知の方法を今後どうやって、この話を広げていくんだというお話を伺いました。まず、既存町内の企業に対しましては、商工会の会報なんかも通じて、ホームページではもちろんのことながら、商工会、もしくは町内金融機関ともそれぞれ周知のほうをしていきたいと考えております。

また、新たな立地企業に対しては、今回、セレクト神奈川ネクストと、神奈川県認定企業等についても、今回立地の対象としております。こちらについては、神奈川県と寒川がこういうところだというような連携を取って周知をしていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 ありがとうございます。企業立地の条例につきましては、これまでどちらかというと町域が狭い中で、町としては流出防止策というところに重点を置いて進めてまいりました。そうした中でも、立地条例をつくることによって大手の企業さんからは大変ありがたいということで、今回も商工会、工業協会のほうから継続の要望のほうもいただいている中で取組をさせていただいているところでございます。

ただ、中には当然、企業さんによっては、企業として統廃合とかもありますので、致し方なく出てしまう企業もあるのかなというところは仕方ないところなのかなと思っております。ただ、流出防止策としては必ず必要なこと。今回、一番検討させていただいたのが、今後の新たなまちづくりを見据えて町としてどう考えていくのかというところを、ずっと課内でも協議を進めていました。そうした中で、恐らく新たなまちづくりということであれば、この先、5年後の例えば条例改正でも間に合うのかなというところの意見もあったんですが、町として、少しでも早く町の姿勢を示していくことも重要だろうということで、今回、条例の中に拡充も含めて提案をさせていただいたところでございます。

そうした部分につきましては、アンテナを張っている企業さんにつきましては、町の姿勢というのは常に見られていると思いますので、しっかり周知してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第19号 町道路線の廃止について、及び議案第20号 町道路線の認定についてを一括議題といたします。

本議案についての説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 皆様、おはようございます。それでは、都市建設部道路課より議案第19号、町道路線の廃止及び議案第20号、町道路線の認定についてご説明申し上げます。

説明につきましては、勝又道路課長、質疑につきましては、出席職員にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、案件の2、議案第19号、町道路線の廃止について及び案件3、議案第20号、町道路線の認定につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、本議案における町道路線の廃止及び認定の主たる要因として、大別して2点ございます。第1は、さがみ縦貫道路の整備、及び県道409号、相模川自転車道、通称さがみグリーンライン自転車道の整備に伴い、機能回復道路を整備したため、町道の起点または終点の変更となることです。第2に、県道47号、藤沢平塚のバイパス整備に伴い、旧道の処理として、町道へ移管するための路線認定が必要となることでございます。

まず、初めに、タブレット資料の02-1、議案第19号、町道路線の廃止についてご説明いたします。本議案は、道路法第10条第3項の規定に基づくもので、別紙2ページのとおり、7路線を廃止する提案でございます。資料の02-2は路線廃止（認定）総括図でございます。

1ページの凡例をご覧ください。起点は丸印、終点は矢印で示しております。黄色の破線は路線廃止、赤の実線は路線認定を表しております。一例として、図面の右側、上から4つ目の黄色い四角で示しました宮山24号線をご覧ください。現状、起点は宮山駅北側の田端宮山6号線、終点は相模川の堤防を越えた一之宮宮山90号線まで認定しておりますが、さがみ縦貫道路及び県道409号の整備に伴い、終点の変更となるため、当該区間を路線廃止の黄色破線とし、起点はそのままに終点を南側に延伸して、宮山143号線として路線認定の赤実線で表記しております。

それでは、路線廃止の詳細についてご説明申し上げます。タブレット資料は02-3の28分の2ページをご覧ください。こちらには廃止予定の7路線の位置を示しております。

資料3から5ページは、一之宮61号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、資料6から16ページは、一之宮宮山66号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、資料17から18ページは、一之宮69号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、資料19から20ページは、一之宮70号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、資料21から23ページは、一之宮101号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、資料24から25ページは、宮山21号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、資料26から28ページは、宮山24号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、ただいま申し上げました7路線の合計廃止延長は3,133.7メートルでございます。

引き続きまして、議案第20号、町道路線の認定についてご説明申し上げます。本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づくもので、別紙2ページのとおり、11路線を認定する提案でございます。資料03-2は、路線認定（廃止）総括図でございます。図の見方は先ほど同様で、黄色の破線は路線廃止、赤の実線は路線認定を表しております。今回の認定は路線数が多く、データ容量の関係で、一之宮と宮山に分けて資料を用意しております。

まず、タブレット資料の03-3、一之宮の51分の2ページをご覧ください。こちらには認定予定の11

路線の位置を示しております。資料3ページの案内図、資料4から12ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号02126、路線名、一之宮126号線、起点、一之宮3丁目1368-1、終点、一之宮3005とする幅員5.6から61.6メートル、延長1,554.2メートルの路線、本路線は現在、県道47号、藤沢平塚として認定されており、起点の一之宮小学校入り口交差点から河原橋右岸までは神奈川県が管理しております。河原橋右岸から神川橋東側交差点までの区間は、さがみ縦貫道路の整備に伴い、県道の付け替え工事を行った国で管理している区間でございます。

このたび、神奈川県が施工しました、神川橋東交差点から中瀬交差点までの県道47号のバイパス、これは都市計画道路、中海岸寒川線の事業として整備され、平成6年4月に供用開始したことを踏まえまして、旧道となる当該区間を町道として移管を受ける調整が整いました。これにより、令和8年4月1日付で移管を受けるものでございます。なお、現在、国が管理をしている区間につきましては、令和8年度中を目途に国から移管を受ける予定であり、県及び国から移管を受ける際の事務処理規定に基づき、事前に町道として重複認定、重複させて認定するものでございます。

資料13ページの現況写真をご覧ください。上段は起点付近で、一之宮小学校入り口交差点を西に向かって撮影、下段は一之宮小学校の北側の交差点。14ページはその西側、15ページ下段は河原橋、16ページは河原橋右岸付近で、国と県との管理境となっております。17ページはさがみ縦貫道路の下を通る区間、18ページ下段は終点の神川橋東交差点から南側へ向けて撮影した写真です。

続きまして、資料の19ページは案内図、資料20から21ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号02127、路線名、一之宮127号線、起点、一之宮5丁目2847-1、終点、一之宮5丁目2809-2とする幅員9.7から36.2メートル、延長295.0メートルの路線。本路線も、一之宮126号線と同様、県道47号及びさがみ縦貫道路の整備に伴う管理移管の対象であり、令和8年度中に国から移管を受ける予定でございます。起点及び中間点並びに終点は、資料22から23ページの現況写真をご覧ください。

次に、資料24ページは案内図、資料25から26ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号02128、路線名、一之宮128号線、起点、一之宮5丁目2890-1、終点、一之宮5丁目2873-3とする幅員3.8から4.2メートル、延長223.9メートルの路線。起点及び中間点、並びに終点は、資料27から28ページの現況写真をご覧ください。

資料29ページは案内図、資料30ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号02129、路線名、一之宮129号線、起点、一之宮5丁目2795、終点、一之宮5丁目2934-4とする幅員3.7から4.2メートル、延長175.1メートルの路線、起点及び終点は、資料31ページの現況写真をご覧ください。

資料32ページは案内図、資料33から40ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号02130、路線名、一之宮130号線、起点、一之宮5丁目2814-1、終点、宮山3453-1とする幅員3.6から9.7メートル、延長1,603.7メートルの路線、起点及び中間点並びに終点は、資料41から45ページの現況写真をご覧ください。

資料46ページは案内図、資料47ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号02131、路線名、一之宮131号線、起点、一之宮5丁目2831、終点、一之宮5丁目2840-1とする幅員3.6から4.2メートル、延長73.2メートルの路線、起点及び終点は資料48ページの現況写真をご覧ください。

資料49ページは案内図、資料50ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号02132、路線名、一之

宮132号線、起点、一之宮5丁目2806-1、終点、一之宮5丁目2817とする幅員4.0から4.1メートル、延長84.8メートルの路線、起点及び終点は資料51ページの現況写真をご覧ください。

引き続き、タブレット資料は03-4、宮山をご覧ください。資料16分の1ページは案内図、資料2ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号09142、路線名、宮山142号線、起点、宮山4405-1、終点、宮山4386とする幅員2.1から2.8メートル、延長91.6メートルの路線、起点及び終点は、資料3ページの現況写真をご覧ください。

資料4ページは案内図、資料5から6ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号09143、路線名、宮山143号線、起点、宮山3405-1、終点、宮山4470-3とする幅員2.7から15.0メートル、延長341.3メートルの路線、本路線及び、宮山144号線並びに宮山145号線につきましては、従前、相模川の堤防の切り欠き部分、堤防の一部が周囲よりも低くなっていた部分を町道が横断していた区間につきまして埋め戻しまして、県道409号が整備され、機能回復道路として、堤防を斜めに横断する道路の形態となっております。これら神奈川県が整備した区間を含め、改めて町道認定するものであり、堤防の上部は県道409号と重複して認定し、道路法第11条第2項の規定により、神奈川県が管理することとなっております。

資料7ページの現況写真をご覧ください。上段が起点で、JR相模線宮山駅北側付近で、8ページはその西側、9ページの下段から10ページが堤防を斜めに横断する部分でございます。資料11ページは案内図、資料12ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号09144、路線名、宮山144号線、起点、宮山4412-2、終点、宮山4397-3とする幅員3.9から11.7メートル、延長111.8メートルの路線、起点及び終点は、資料13ページの現況写真をご覧ください。

最後に、資料14ページは案内図、資料15ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号09145、路線名、宮山145号線、起点宮山4348-2、終点宮山4326-2とする幅員3.2から23.7メートル、延長117.6メートルの路線、起点及び終点は資料16ページの現況写真をご覧ください。

ただいま申し上げました11路線の合計認定延長は、4,662.2メートルでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。柳田委員。

【柳田委員】 説明の中で、7路線が廃止で11路線が認定されて、7路線の合計が3,100ぐらいで、今、説明の中で認定されたのは4,600、なので1,500メートルぐらい増なので、50%ぐらい増えたのかなという説明だと思いました。確認したいんですけど、説明の中で令和8年度から国や県の事業が平成6年からあって、そういった流れの中で令和8年度に町に移管される、そういった背景というか、そういった契約だったということなんですか。その背景、すいません、もう一度伺います。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 まず、県道の移管ということで、平成6年に今現在、神川橋から中瀬、NTTのところまでの整備、中海岸寒川線として整備されました。一般的にそういった場合には、旧道となる今回の126号線、127号線は下位の自治体に譲与されるという流れが一般的でございまして、その処理の計画というのは平成8年の7月に神奈川県の方で計画しまして、平成8年から寒川町へ移管をするとい

うことで協議の文書が提出されております。ただ、様々、構造物が傷んでいるとか、安全施設の関係だとか、あとは境界の確定について未処理の部分がありましたので、時間がかかっておりました。

そんな中、さがみ縦貫道路の整備が入ってきまして、そこで、改めて移管を受ける予定だった部分も含めて、国のほうで作り直してしまったので、そこでまた時間が、ロスがありまして、今度、国と県と町で調整をしながら移管の協議を進めていたということで、令和7年度になって何とか移管の方向性が整ったということで、令和8年4月1日で移管を受けるというものでございます。

【杉崎委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 いろいろあって30年かかったというところだと思うんですけど、もともとは譲与されるものでした。平成8年からお話が始まって、令和8年、30年かかって移管された。その30年の間にいろんなことが、広域化だとか、県から自治体へというよりは、自治体から県へとどんどん広がっていく時代背景がある中で、逆行して今度は町へ、町へという流れなのかなという、30年かかったというところで、でもそれによって時代が変わって逆の方向に行っているのかなと思うところもあるんですけど、ごめんなさい、50%道路が増えたので、財政から見れば基準財政需要額が増えるというのは、不交付団体にとってはメリットがあること、交付団体になりやすいというメリットがあると思うんですけど、一方で、126号と127号、新しく認定します。だけど、もともとこれは新しい道路じゃなくて古い道路なので、維持修繕とかも県から町になると思うんですね。その分だけ町の負担って増えると思うんですけど、まず、今まで傷んだものの状態で町の、傷んだという言い方はおかしいか、時間がたったものを町が譲り受けるとなると、譲り受けた状態が修繕しなきゃいけないものも、イコール修繕しなきゃいけないと思うんですけど、これも町負担になってしまうということなんですか。お伺いします。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 委員おっしゃるとおり、その部分につきましては、こちらのほうも心配しておるところでございまして、例えば、河原橋がございまして、一橋大きな橋が増えるわけでございますので、当然維持管理にお金がかかるということになりますので、その点につきましては、法定点検を実施していただきまして、健全性について診断をしております。橋梁については問題ないと。一部ボルトが緩んでいるとかそういったところ、クラックが入っているところについては補修をさせていただいております。

また、走っていただいて分かるかと思うんですが、図面でも、写真でも分かるんですが、表面の道路が、河原橋から東側のS字のカーブを描いているんですが、その部分については舗装を新しくしていただいております。ここで、令和7年度で、その部分と、もう少し東側も傷んでいる部分については補修していただいております。それとさがみ縦貫の下については国のほうで整備しておりますので、大分きれいな状況で移管を受けることとなります。

ただ、一之宮小学校の北側付近は、その当時、平成15年から20年ぐらいにかけまして、実はグレーチング、集水桝とかが傷んでいるというところを補修はさせていただいて、もう大分時間がたつんですが、そういった対応をさせていただいておりますので、今すぐ維持管理については費用がかかるという状況ではないと判断しております。また、将来的には当然経過すれば、老朽化するので、維持管理の費用はプラスになるというふうに考えております。

【杉崎委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 財政で見たときに、基準財政需要額は、道路の面積が1,500メートル増える分だけ、基準財政需要額の計算式上は増えるので、少なからず財政力指数も1.0に近づいていく、1.1から1.0のほうに近づいていくということで、需要額の部分が増えるのはいいことだと思うんですけど、一方で、今おっしゃったとおり修繕の部分なんですけど、今お話しされたときに、平成15とかになるともう20年以上たっているわけで、20年以上直していないものを譲り受けたのが今の状態だと思うんですけど、そういうところは全部町負担になってしまうのか、県費とか何か出していただけたりとかするものなのか、譲り受けた瞬間、その後、壊れたものというのは全額町負担になってしまうのかというところの経年の部分、費用ってどうなっているのか、全額町負担なのか、ちょっと出してもらえたりするのか、そういうところはどうなっているのかお伺いします。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 確かに、補修していただいたところは20年経過しておりまして、という部分はあるのですが、現地を確認して、今のところ異常はないというところと、側溝清掃等は令和7年度に全てやっていただいた部分がございます。

ただ今後、維持補修にかかる部分につきましては、移管を受けた以降は、県からは負担金はもらえないと、全額町のほうで費用負担という形になります。

【杉崎委員長】 ほかにございますか。

関口委員。

【関口委員】 廃止のほうはいいんですけども、認定のほうで、特に宮山、一之宮の関係で、堤防敷の部分、神川橋から下流は国の管理であって、神川橋から上流は県の管理の部分があると思うんですけども、例えば、土手から下っていくこの部分、これが町道認定されて、町がこれから管理しなきゃいけないと、こういうことになるんですが、もちろんこれは縦貫道の下も町道認定されていくわけですからいいんですけども、ただ土手と、土手が国であったり県であったりという、管理が。堤内地と堤外地の関係だとか、こういったことを考えたときに、認定は受けても、土手から下っていく道路が途中までなんですけど、認定するのが、これから例えば一々、工事やるときにも、全て国や県の堤防の修繕というのは物すごく難しいと思うんですよね。表面上であっても。堤防というのはなかなか災害のときのための非常に大事な堤になりますので、そうすると、これは手をつけるには相当厳しさがあると。穴を開けない限りはそんなじゃないかもしれませんが、そうなったときに国や県に一々確認を取りながら、申請をしながら町道の補修をしたり、その辺の土手の部分というのが非常に僕は難しい、また、危険が伴う、そういうものを感じるので、そこをやって、堤外地に入ってくる、要するに河川に入っていくときに、町道を修繕したりなんかするとき、いろんな意味での支障がありやしないかという心配があるんですけども、土手でなければ、堤防でなければ、そんな心配はしないんですけども、堤防だけに、工事だ、どうのこうのなったときに、どうなのかなって心配。

部分的に、土手の場合、部分的な町道認定になっていますから、全部がずっと認定されているわけじゃないので、下りれば、今度は堤内地は町道になりますので、ですから、堤外に、河川のほうに入っていくときのこういった環境を考えたときに支障はないんですか。認定を受けていったときに、これから

現在の構造であれば、河川の流れに支障がないという形での構造をしっかりと河川管理者と整備をした藤沢土木のほうで調整をした結果、今の構造になって整備を進めていると、出来上がっているものがございますので、支障はないと考えております。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。いずれにしても、例えば維持管理をしていく上で、どうか国、県と協議をした上で、しっかりとこういうことなら大丈夫ね、こういうことなら大丈夫ね、こういうことは駄目ねという、明確にした上で維持管理のほうを進めてもらえればと思いますので、そういった意味では、どうか、その辺の協議を怠りなくしていただいくことが非常に大事だと思いますので、堤防って本当難しいと僕は思っていますので、どうかその辺を、注意を払って維持管理をしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。結構です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 1点だけお聞かせください。廃止になる一之宮70号線で新しく認定される一之宮132号線なんですけども、現況写真を見ても、商業施設と商業施設の駐車場の間の道路かと思うんですけど、これ使われる方ってすごく限定されてくると思うんですが、これ町道として維持管理していかなきゃいけないのかと。要は、もっと言えば、払下げも含めて、商業施設の所有者の方なんかと話してもいいんじゃないかということも思うんですが、そこについての見解をいただけたらと思います。以上です。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 既存の道路につきましては、沿道の地権者が様々、1名だけではないし、使っている方は少なからずいらっしゃるという中で、公共施設、雨水の処理だとか下水道もたしか入っているはずだと思いますので、そういった関係で道路の認定は必要であると考えておりますので、今のところ、払下げ等は申出もないですから、現状のまま維持管理をする形で認定をするものでございます。

【杉崎委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 埋設管とかは分かるんですが、ここ、ぐるっと回れる道もあるのでメインがそちらを多分皆さん使われていくのかなと。目の前の道路って果たしてどのぐらい一般の方が利用されるのかなというのがすごく疑問に思うところなんです。なので、すぐには言わなくても、将来的にここって本当に町が維持管理を、表層の部分を含めてしていかなければいけないのかというと、疑問に思うところなのですが、そこについての、どのぐらい、ここの道路って、商業施設の利用される方以外の方が使われるのかというのは把握されたりとか、されているのでしょうか。確認させてください。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 一般の方の利用については、把握してございません。

【杉崎委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 周辺の状況などを踏まえても、ほとんどが施設を利用される方のみになるのかなと思うので、その部分について、この道路の部分の維持管理だったりとか舗装なども含めて、町が本当にやっていたいかなければいけないのかというと、もともとあった道路なので状況は分かるのですが、そこについては検討をしていかなければいけないんじゃないかなと思いますので、改めて最後にもう1回、将来

的な意向も踏まえた町の考えをお聞かせください。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 将来的に、まず、埋設管の状況、重要な埋設管がないかどうかというのを調査します。それと、仮に近隣の商業施設から払下げをしてくださいますというような相談があった場合には移管に向けた検討は必要かと思われます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩について、いかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 よろしいですか。それでは、これより討論に入ります。

議案第17号 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論の方。

青木委員。

【青木委員】 今回の議案17号の改正については、制度の対象をさらに広げて緩和をするものです。これまでの仕組みでも、誘致の成果は必ずしも今、聞いた中でも明確ではなかった。ありませんでした。今回は報告ありませんでしたが、過去には撤退した企業もあり、固定資産税の減収だけが町に残ってしまう可能性もあります。投資だというのであれば、その効果が見えないまま優遇の枠だけを拡大することには賛同できません。

以上の理由から反対とします。

【杉崎委員長】 次に、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号 町道路線の廃止について討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号、町道路線の認定について討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論ありませんか。討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前10時16分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 6月 2日

委員長 杉崎 隆之